令和８年度第４回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年８月２５日（火） 和歌山労働総合庁舎６階会議室	９時５５分から １０時４０分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数５名 定数５名 定数５名	出席４名 出席４名 出席４名

事務局（玉置）

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和８年度第４回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、廣谷委員、久富委員、船富委員が欠席されていますが、最低賃金審議会令第５条第２項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和８年８月１８日付けで本会議の傍聴公示を行いました。その結果、傍聴希望の方がいらっしゃったのですが、本日になり傍聴を見合わせますということで、結果的に傍聴者なしということになりましたので、その点をお伝えしたいと思います。

それでは、以後の議事進行を和中会長代理にお願いしたいと思います。和中会長代理、よろしくお願いいたします。

和中会長代理

はい、各委員の皆様、本日の審議よろしくお願いいたします。

それでは、議題１「和歌山県地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」に入ります。令和８年度和歌山県最低賃金については、８月７日に開催されました第３回本審において専門部会報告書をもとに作成した５６円引き上げによる時間額を１，１０１円に改正し、令和８年１０月３日の法定発効とする答申案を賛成多数で採決し、局長に対して答申を行ったところであります。

事務局は、配付資料及び本日の審議についての説明をお願いいたします。

事務局（玉置）

はい。それでは説明させていただきます。１ページの資料１ですが、８月７日にいただいた答申文の写しであります。次に５ページの資料２は、８月７日に異議申出に係る公示を行いましたが、その公示文の写しになります。異議申出の期間は、公示日の翌日から起算して１５日を経過するまでとなりますが、申出期間の末日が今年の場合、休日に当たりますので休日の翌日である８月２４日までとなっております。その結果、期日までに６ページから異議申出の日付順に資料３、資料４のとおり、２件の異議申出がありました。

６ページの資料３を御覧ください。和歌山県医療労働組合連合会からの異議申出ですが、医療・介護分野で公的価格の抑制、人員不足、物価高騰などにより経営、労働環境が厳しく、政府の処遇改善策でも十分な賃上げにつながっておらず、他の

産業との賃金格差が拡大しており、特に、非正規雇用労働者の生活への影響が深刻であると指摘しております。

また、全労連の最低生計費試算調査を根拠に、８時間働いて人間らしく暮らせるためには、時給１，７００円以上が必要であると主張されております。医療・介護職は、地域別最低賃金の地域間格差の影響を強く受け、医療人材の地域偏在につながることなども踏まえると、結論として答申額のままでは認められず、再審議のうえ上積みを行うこと、将来的な到達目標を見据えて最低賃金引上げを議論することを求めています。

続いて、７ページ資料４を御覧ください。こちらは和歌山県地方労働組合評議会からの異議申出ですが、最低賃金審議に際し和歌山県最低賃金を１，７００円以上へ引き上げること。発効日を法定日の最短日とすること。最低賃金の全国一律化を国に求めること。中小企業支援や価格転嫁の仕組み整備を国に求めることを要望したものの、発効日の早期化や国への要望については、審議会答申に一定程度反映されたと評価していますが、一方で答申には、物価高騰やダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされる非正規労働者の厳しい実態、そして賃金引き上げの必要性への言及がなく、不十分だと批判されています。

また、答申額は、中央最低賃金審議会の目安どおり５６円引き上げの時給１，１０１円であり、労働者が求める１，７００円以上には大きく届かず、物価高騰にも対応できない低い水準だと主張されております。また、全国では目安額を上回る答申を行った地方審議会が多数あるにもかかわらず、和歌山では地域間格差是正の観点から目安超えの引き上げが行われなかった点を問題視していることから、これらの点について再度十分な審議を行うよう求める旨の異議申出がなされております。

以上、２件の異議申出について説明させていただきました。

なお、第２回本審で和歌山地方労働組合評議会から要請書の署名を受け取っておりますが、今年８月７日の受付で８７３筆、８月２４日の受付で１８４筆の追加の提出がございました。従いまして、合計３，０６０筆の署名の提出がございましたことを併せて報告させていただきます。

それでは、異議申出についての審議に係る諮問を和歌山労働局長から会長に諮問させていただきたいと思います。

和中会長代理

それでは、局長から当該異議の申出について、審議会の意見を求める諮問を受けたいと思います。

（局長、会長代理は、中央へ移動）
（局長から会長代理に諮問文を手渡す。）
（局長、会長代理は、自席へ移動）
（事務局は諮問文写しを各委員に配付する。）

和中会長代理

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

（事務局が諮問文を朗読）

和中会長代理

はい、ありがとうございます。ただいま労働局長から異議の申出に基づく諮問を受けましたので、これより審議に入ります。

最初に各側に分かれて協議する時間が必要か否か、お伺いしたいと思います。まずは労働側いかがでしょうか。

山本委員

はい、ぜひ時間をお取りいただければと思います。お願いします。

和中会長代理

使用者側はいかがでしょうか

児玉委員

いえ、特に大丈夫です。

和中会長代理

はい、それでは１０分ぐらい休憩を兼ねて協議をお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

（中断）

（再開）

和中会長代理

それでは、審議を再開します。答申内容の再検討を求める２件の異議の申出について、御意見を承りたいと思います。

まず、労働者側からお願いできますでしょうか。

山本委員

はい。ではまず労働者側からということですけども、今回の異議の申出につきましては、どちらも労働者側という立場での申出ということで、県地評さんのダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされている労働者の実態改善に向けた引き上げについてや地域間格差についての問いかけに関しましては、まず使用者側の意見として、一体どのようにお考えなのか、ちょっと先にお聞かせいただけたらなと思います。

和中会長代理

いかがでしょうか。

児玉委員

はい。地域間格差ということの異議申出がございました。隣接する大阪、奈良、あるいは三重も含めてですけれども、それぞれ目安額どおりと伺っているところでございまして、格差が広がってはいないなということと、先ほどほかの委員からも御意見があったのですが、５６円プラスしましたと。それでパーセントで言うと確か５．３６％でしたか、分母が小さいからでもありますけれども、パーセントで言うと他の府県よりも上がっておるということがございます。

全国の目安が４．９％ということでスタートしたわけですけれども、本県においては５．３６％というかなり大きな数字になっているということ、金額ベースで言うと格差は縮まりも広がりもないですけれども、大きなアップ率になったということを指摘しておきたいと思います。以上です。

和中会長代理

労働者側はいかがでしょうか。

山本委員

はい。地域間格差の縮小に取り組むという意味では近隣が目安どおりであった今年こそ、和歌山が１円積むこと、２円積むことで、その格差を縮小させられることになったのではないかなと考えております。

本年度の金額審議において、最賃近傍で働く低い水準で生活している方の安心の確保、労働者が最低限の生活を営むために必要な最低賃金の確保だと思って、労働者の生計費を重視して議論をしました。

今年の審議は、労働者側として結審の際に反対の意向を示しました。賃金水準が依然として不十分であることの認識は、労働者、生活者の立場としても当然のものです。この点については、なお不足感が否めないところです。

ただ、労働者側としましては、本年度の答申額については、異議は残るものの再審を求めるものではないという意見でまとまっております。以上です。

和中会長代理

はい、ありがとうございます。では、使用者側、お願いできますでしょうか。

児玉委員

はい。使用者側の方から異議申出がないことについては、残念なことではございます。ですが、今回のプラス５６円、１，１０１円ということについて、私どもの方に届いている声は、なぜ目安額のマイナス１円にならなかったかということでございまして、１，１００円ちょうどになっておれば求人募集がしやすいと。

プラス５６円ということで、１，１００円にプラス１円されて１，１０１円になったことは、実際の募集に当たっては、１円単位でなくて１，１１０円だったり、１，１５０円だったりというような募集の対応を強いられるということで、目安額どおりという部分でマイナス１円というのをもっと頑張って欲しかったというようなお声が届いているところであります。

そういった声もあるのですが、先ほど労側の方も再審には至らないということで、我々も答申について賛成をした立場でございます。
答申どおりということでお願いしたいと思います。

和中会長代理
はい。それでは、公益からは岡田委員の方から御意見をいただきたいと思います。

岡田委員
はい。専門部会の方の審議では今回の目安が５６円ということで、この金額は労側にとっては低いというものであり、使側にとっては高いというものであり、双方の立場からそのような解釈がされるということは当然のことかと思います。その立場の違いというものを踏まえて、専門部会で何度も議論を重ねていただいたということは、公益としても労使双方に大変感謝を申し上げたいと思います。
今、労使からそれぞれ御意見があったように、まだ御意見はあるということは当然のことながらも、答申を尊重していただけるという御意見があったことも公益としては非常にありがたいと思っております。
公益の方といたしましては、あれだけの時間と労力を費やして議論した結果という意味での答申というものに対して、ぜひ、その意味というものをお認めいただければというふうに考えております。以上です。

和中会長代理
はい、ありがとうございます。今お聞きしました意見をまとめますと、労働者側は、地域間格差、このあたりについてはまだ不足感は否めない。ただし、今回の答申内容について、再審までは求めないという御意見だったと思います。
また、使用者側におきましては、募集等を考えるとむしろ目安の５６円より１円下げた１，１００円でという御意見もあったけれど、今回については答申どおりの内容で結構ですという御意見を承ったと理解しております。
公益代表の方も同様の意見でございます。
以上の御意見を集約しますと、８月７日付の答申どおりの内容が適当とすることでよろしいかと思うのですが、皆様いかがでしょうか。
労働者側いかがでしょうか。

山本委員
はい、結構です。

和中会長代理
はい、ありがとうございます。使用者側いかがでしょう。

児玉委員
はい、結構です。

和中会長代理

はい。それでは８月７日付の答申どおりとすることが適当ということで、意見が一致しましたので事務局は答申文案を作成してください。

事務局（玉置）

はい。答申文を作成させていただきますので、しばらくお待ちください。

（事務局が、各委員に答申文案を配付後、答申文案を朗読）

和中会長代理

ただいま、事務局が朗読しました答申文案について、何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

和中会長代理

はい。特に意見がないようですので、答申文案が了承されたものとします。それでは、事務局は答申の準備をしてください。

事務局（玉置）

答申の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（局長、会長代理は、中央へ移動）
（会長代理が、局長に答申文を手渡す。）
（局長、会長代理は、自席へ移動）
（事務局が、答申文写しを各委員に配付する。）

和中会長代理

異議申出についての答申を行いました。それでは、今後の和歌山県最低賃金の発効に向けた手続き及び日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局（玉置）

御説明いたします。ただいま異議申出に係る答申をいただきましたので、令和８年度和歌山県最低賃金の改正決定のため、最低賃金法施行規則第９条に基づき、官報に掲載して公示を行うことになっております。

事務手続き上、本日１４時までに厚生労働本省に報告することにより手続きが滞りなく進みますと、９月３日に官報に掲載される予定です。官報に掲載されますと最低賃金法第１４条第２項の規定に基づき、決定した地域別最低賃金の発効は、官報公示の３０日後となりますので、９月３日の官報公示を経て、１０月３日に発効となります。以上でございます。

和中会長代理

ただいまの事務局の説明について、他に質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

和中会長代理

はい、ありがとうございます。それでは次の議題２「その他」ということですが、事務局から何か御説明はありますでしょうか。

事務局（玉置）

はい、２点ございます。

１点目ですが、本日の異議審議によりまして、和歌山県最低賃金専門部会の任務が終了しましたので、最低賃金審議会令第６条第７項により、同専門部会を廃止することの議決を諮っていただきたいと思います。

次、２点目ですが、特定最賃の小委員会の開催及び第５回本審の開催日程についてのお知らせと提案になります。

小委員会につきましては、小委員会委員の皆様と日程調整をさせていただきました結果、第１回目を８月２７日、木曜日、午前１０時から、第２回目を９月２日、水曜日、午前１０時から、いずれもこの会議室で開催を予定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、小委員会において特定最賃の必要性審議をいただいた結果につきましては、次回、第５回の本審で会長から局長に答申いただくことになり、さらに必要性ありとの答申をいただいた場合には、局長から会長に改正に向けた諮問を行わせていただくこととなっております。

その第５回本審の開催日程ですが、委員皆様の日程が詰まって、調整が相当に難しい状況になっております。そうした状況の中で開催できるとするならば、９月２日、２回目小委員会の終了の後、午前１１時３０分から開催させていただければと考えまして、先日、皆様に御予定を伺った次第です。

今のところ定足を満たす委員の皆様の御出席となりそうですので、できればその日を日程として押さえていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

和中会長代理

はい。それでは事務局から説明のありました１点目ですが、令和８年度和歌山県最低賃金専門部会につきまして、廃止することに異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

和中会長代理

はい、ありがとうございます。異議なしということですので本日をもって和歌山

県最低賃金専門部会を廃止することといたします。専門部会の委員の皆様、お疲れ様でした。

次に、審議日程につきまして、事務局からの説明のとおり特定最賃の小委員会が第１回目、８月２７日、木曜日、午前１０時から。第２回目、９月２日、水曜日、午前１０時から、いずれもこの会議室で開催を予定しております。

小委員会委員の皆様、よろしくお願いいたします。

また、第５回の本審ですが、先ほど御説明ありましたとおり、９月２日、２回目の小委員会の終了後の午前１１時半からということになっておりますが、皆様、御都合はいかがでしょうか。

（意見なし）

和中会長代理

はい、ありがとうございます。

それでは第５回の本審は、９月２日、午前１１時半からということでよろしくお願いいたします。

ではこれで、本日の審議は終了といたします。

皆様、ありがとうございました。